

平成25年12月13日

1. 出席議員

議長	杉原豊喜	副議長	山崎鉄好
1番	朝長勇	2番	山口等
3番	上田雄一	4番	山口裕子
5番	山口良広	6番	松尾陽輔
7番	宮本栄八	8番	石丸定
9番	石橋敏伸	10番	古川盛義
11番	上野淑子	12番	吉川里己
14番	末藤正幸	15番	小池一哉
16番	小柳義和	17番	吉原武藤
19番	山口昌宏	20番	川原千秋
21番	牟田勝浩	22番	松尾初秋
23番	黒岩幸生	24番	谷口攝久
25番	平野邦夫	26番	江原一雄

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	松本重男
次長	友廣秀敏
議事係長	川久保和幸
議事係員	江上新治

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
教	育	監	代	田	昭	久
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	宮	下	正	博
營	業	部	溝	上	正	勝
營	業	部	北	川	政	次
く	ら	し	山	田	義	利
こ	ど	も	蒲	原	惠	子
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	成	松		薫
教	育	部	古	賀	雅	章
教	育	部	白	濱	貞	則
上	下	水	筒	井	孝	一
総	務	課	中	野	博	之
財	政	課	水	町	直	久
企	画	課	平	川		剛
選	挙	管	末	藤	彰	彦
監	査	委	森		博	文
農	業	委	田	代	昌	三

---

議 事 日 程 第 6 号

12月13日(金)10時開議

- 日程第1 第62号議案 平成24年度武雄市一般会計決算認定について(一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第63号議案 平成24年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について(一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 第64号議案 平成24年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について(一般会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 第60号議案 平成24年度武雄市水道事業会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 第61号議案 平成24年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 第65号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 第66号議案 平成24年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 第67号議案 平成24年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 第68号議案 平成24年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第69号議案 平成24年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 第70号議案 平成24年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第12 第71号議案 平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について(特別会計等決算審査特別委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第 13	請願第 1 号	教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願（福祉文教常任委員長報告・質疑・討論・採決）
日程第 14	第 73 号議案	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第 15	第 74 号議案	武雄市特別会計条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 16	第 75 号議案	武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 17	第 76 号議案	武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第 18	第 77 号議案	武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第 19	第 78 号議案	武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第 20	第 79 号議案	山内中学校管理・教室棟改築工事請負契約の締結について（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第 21	第 80 号議案	市道路線の変更について（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 22	第 81 号議案	平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）（質疑・所管常任委員会分割付託）
日程第 23	第 82 号議案	平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）（質疑・福祉文教常任委員会付託）
日程第 24	第 83 号議案	平成 25 年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 25	第 84 号議案	平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 26	第 85 号議案	平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 27	第 86 号議案	平成 25 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）（質疑・産業経済常任委員会付託）
日程第 28	第 87 号議案	平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）（質疑・産業経済常任委員会付託）

日程第 29	第 88 号議案	平成 25 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 30	第 89 号議案	平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）（質疑・建設常任委員会付託）
日程第 31	報告第 15 号	専決処分の報告について（質疑）
日程第 32	報告第 16 号	専決処分の報告について（質疑）
日程第 33	報告第 17 号	専決処分の報告について（質疑）
日程第 34	報告第 18 号	専決処分の報告について（質疑）

---

**開 議 10 時**

**○議長（杉原豊喜君）**

おはようございます。前日に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 89 号議案を追加上程いたします。

日程に基づき、議事を進めます。

**日程第 1～第 3 第 62 号議案～第 64 号議案**

日程第 1. 第 62 号議案 平成 24 年度武雄市一般会計決算認定についてから、日程第 3 第 64 号議案 平成 24 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく、一般会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。

末藤一般会計等決算審査特別委員長

**○一般会計等決算審査特別委員長（末藤正幸君）〔登壇〕**

おはようございます。

一般会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。

平成 25 年 9 月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成 25 年 11 月 5 日から 7 日までの 3 日間にわたり慎重に審査いたしました。

付託されました、第 62 号議案 平成 24 年度武雄市一般会計決算認定について、第 63 号議案 平成 24 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、第 64 号議案 平成 24 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について、以上 3 つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定をいたしました。

なお、審査の過程において各委員から執行部に対し意見が出され、次のとおり集約をいたしました。第 1 に、審査の経緯を踏まえて、事業の内容については今後とも研究、検討を重ねられ、今後の予算編成に反映させられたい。第 2、社会的な問題、課題等については、今

以上に積極的に対策を講じられたい。第3、収納率のさらなる向上に努められたい。

以上で報告を終わります。

**○議長（杉原豊喜君）**

特別委員長に対する、一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより、討論採決を行います。討論、及び採決については、各議案ごとに行います。

最初に第62号議案 平成24年度武雄市一般会計決算認定についての討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」「反対」と呼ぶ者あり〕

25番平野議員

**○25番（平野邦夫君）〔登壇〕**

皆さんおはようございます。今委員長の報告がありました、62号議案 平成24年度武雄市一般会計決算認定に対する反対の立場からの討論をいたします。

平成24年度の歳出の中で、さらに、条例措置上の問題でも、最大の課題であったのは、武雄市の市立図書館をカルチャ・コンビニエンス・クラブ、すなわちCCCへ指定管理方式に移行する問題であったと考えます。図書館が本来役割をもって担っている生涯学習センターとしての役割、子どもの学びの場、高齢化が進む中での新たな役割が求められているのは事実であります。

25年4月1日、リニューアルオープン以来、60万人の来館者や、昨年比べて、380%、あるいは本の貸出率も1.8倍という数字を残してのわけでありまして、来館者の興味、全国的な注目の中で、今、事が進んでのわけであります。

来館者が44%は市外、こういった意味での広域化って言いますか、これも今後あり得る話ではありますけれども、こういう事態を進めていく中で、平成24年度の決算を見ますと、中でも10款5項社会教育費4目の図書館費であります。当初予算は1億2,479万5,000円でした。これに昨年9月の補正が加わって、4億6,883万9,000円になっております。最終的にこの図書館費は5億9,488万円になっておりました。支出済額5億8,670万7,223円。不用額が817万227円であります。この中で、従来と違って多くを占めるのが指定管理者への移行に伴う2億8,729万7,584円の業務委託料であります。さらに改修工事に伴う工事請負費1億9,045万5,300円などです。工事請負費はもちろんですけれども、この中で、3種類の武雄市とCCCとの間、さらに富士通株式会社佐賀支店との間で交わされた業務委託契約。これに伴う契約金額を合わせますと、総額2億3,840万3,351円でありました。契約と合わせて業務仕様書が明記され、中には目的、整備内容、整備方針等が具体化されているわけですが、しかし整備内容については、詳細は別途見積書明細にて確認するものとする、と

あります。これは、新図書館空間創出業務仕様書の内容でありますけども、これに関する契約金は1億3,965万円です。契約期間は平成24年11月19日の契約日から、平成25年3月31日までの施行となっております。この1億3,965万円がどのように使われたのか、これを知りチェックするためには見積明細書が必要だと。このことから、11月6日の決算審査特別委員会でも、この資料の提供を申し出ました。結果としては提出されなかったわけでありまして。また今議会の一般質問でも通告をし、質問するにあたって必要なものとして、同じ資料を要求いたしました。提出はされませんでした。

議会で明らかになったのは、その理由として、情報公開性に基づいて開示請求がなされており、これに基づいて情報公開審査会が開かれ、非開示が決まり、さらに継続と結論づけられている。このことが理由となっております。新図書館サービス環境整備業務契約は、それに伴う仕様書の整備内容についても同様であります。契約金額4,108万2,752円をかけた整備内容、タブレット型端末貸出費用をはじめ、Tカード図書館兼用会員証5万枚の印刷経費、さらに図書購入1万冊。これが整備内容として明記されておりますけども、蔵書購入は平成24年の図書館費の中の備品購入で既に1,185万9,436円が支出されておるわけでありまして。CCCとの間で交わされた4,108万2,752円の整備費の中で、受託者が1万冊の蔵書を購入したとすれば、なおさらのこと金額を明記すべきではありませんか。それが詳細の中では白紙になっております。平成25年度の当初予算で、指定管理者への1億1,000万の委託料で、本来ならばこれは図書購入費として新たに具体化される内容だと考えるものであります。

以上指摘した、総額2億3,840万3,351円の委託料がどのように使われたのか、その正当性をチェックする資料が出されない。こういう中で、到底認定できるものではありません。

武雄市の情報公開条例では、第1章総則で、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する市民の権利につき定めること等により、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにするとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、市政への市民参加を促進し、公正で開かれた市政を実現することを目的とする」そう、明確にされております。議会と議員への資料の提出と明確化は、議会の役割を高める上でも欠かせないものだと確信するものであります。

以上のことを指摘をし、平成24年度武雄市一般会計の決算認定については反対の意見といたします。

以上です。

〔6番「議長、6番」〕

○議長（杉原豊喜君）

6番松尾陽輔議員

○6番（松尾陽輔君）〔登壇〕

おはようございます。平成24年度武雄市一般会計決算認定について、賛成の立場で討

論をさせていただきます。

24年度一般会計につきましては、細部にわたって議論も交わされたところでございます。先ほど、反対者も、るる、細部にわたって言われましたけども、ほかの委員からも、一部、改善指摘がありました。そういった中で、執行部におかれましては、懸命な努力と、細部にわたる配分の経過が、市民にとって、サービスの向上と、効率のよい、24年度の決算結果と認め、特に図書館においてはですね、非常に市民の評判がいいということで、素晴らしい決算ではなかったかと思っております。そういった中で、先ほど申しました24年度の決算結果等を認め、何ら不備はなく、賛成の立場で、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

**○議長（杉原豊喜君）**

23番黒岩議員

**○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕**

ほかに、反対者がおられませんでしたので、賛成討論をしたいと思いますけれども。

ただいま、るるですね、数字的に詳しく、CCCに対する、悪評じゃないですけどね、価値がないと言われますけども、実際は佐賀市がですね、以前、武雄市みたいに、こうしてやろうという話がありましたよね。1年365日開いて、そして4時間延長する。同じ金でできるかと話をされたところ、今佐賀市では、立ち消えなんですね。しかも時間を延長して、しかも1億3,000万ですか、安くなる。そういう苦勞をCCCにしてもらってる。この事忘れたら、いかんと思うですね。だから我々賛成した。これ堂々としていいと。

もう一つは、このCCCさんの波及効果と言いますかね、ちょうど牟田議員も質問されましたけども、武雄市に女子プロを持ってくる、ゴルフを持ってくる。これがいかに大きなものかというのはですね、オリンピックを持ってくるようなものなんですね。オリンピックを持ってくれば、自分たち走りません。しかし見ることによって、聞くことによって、心が高揚するんですよ。この高揚感、あるいはまた、武雄市の皆さん方の自信、これ素晴らしいものになると思うんですね。

だから市長にはぜひですね、この前、一般質問あがっていたんですけども、例えば、これに恩を返すためにですね、クラウンの進呈するとか、優勝者にはですね。市長杯をつくって、そういつて参加していく。その原因をつくってくれたのは、紛れもなくCCCです。増田さんですか、彼の付き合いによって、彼の力によっての波及効果なんですね。

ぜひとも我々、理解をしてもらいたいのは、森を見てほしい。人は木を見て森を見るのか、森を見て木を見るのかです。全体はどうなっているのか。武雄市は今、どのような状態になっているのか。総合的に、自信と確信を持って、皆さん方が、今のこういう決算に対して、執行部の苦勞に対して、積極的に応じていくという立場をとっていただきたく、賛成討論をするものでございます。よろしくお願いいたします。



**○議長（杉原豊喜君）**

ほかに討論はございませんか。

討論をとどめます。

これより、第 62 号議案を採決いたします。本案は起立により、採決を行います。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 62 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 63 号議案 平成 24 年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について討論を求めます。

25 番平野議員

**○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕**

第 63 号議案 平成 24 年度武雄市国民健康保険特別会計決算の認定に、反対の立場から討論をいたします。

平成 24 年度、国民健康保険制度の条例改定がなされました。40 歳子ども 2 人、年所得 200 万円で、平均 5 万 4,200 円の値上げが決まったわけであります。施行は 25 年 4 月 1 日以降ですから、25 年度決算にそれがどう反映されるかでありますけども。平成 24 年度、市税等決算状況の資料、この中で、国民健康保険税の項を見ますと、いまだ世相を反映した、いわゆる滞納額、そういう数字が出てまいります。現年度で見ますと 9,856 万 8,517 円。滞納繰越分で 2 億 5,644 万 6,704 円。合計しますと 3 億 5,501 万 5,221 円の収入未済額となっております。この数字の持つ背景を見てみますと、今の加入者の生活実態がこういう数字であらわれてくるんだろうと思うんですけども。これを見ながら、本来どうあるべきなのかと、このことを言及せざるを得ないわけであります。実際、滞納している人を見ますと、24 年で 1,032 人。繰り越し分で見ますと、3,140 人、年度をまたがっておられますので、延べで見ると、4,172 人という状況です。いろいろ払えない理由があるかと思えます。

〔市長「これ決済認定と関係あるの」〕

7 割、5 割、2 割の軽減措置があっても、この現状であります。（発言する者あり）国民健康保険制度の広域化へ向けての準備が始まって、市が抱えている赤字解消へ向けての、毎年 5,000 万円を地域福祉基金から取り崩して、一般会計から国保会計への繰り出しが実施されました。このことは是としましても、国民健康保険制度の広域化、29 年までですけども、29 年を目標にしているわけですが、この 6 年間に 3 億のお金を投入したいという報告もなされております。

〔市長「なんの関係」〕

しばらく黙って聞いてください。

〔市長「いや、決算認定と関係ないじゃないですか」〕

一般会計の前年度繰越金から1億円を地域福祉基金に戻し、前年度からこの地域福祉基金は7億324万8,000円に増えています。この基金の中身を見ますと、大阪府の地方債に9,997万円が運用されています。基金の運用は最も安全、かつ有利な方法でとなっておりますけれども、こういう基金の使われ方というのは、納得がいかない点でもあります。

国保会計の健全化は、全国市議会議長会の今年度の総会でも提案され、中身は国の補助率を引き上げる、このことで国保会計の安定化を求めているわけでありますけども、国の補助率を元に戻す、これは第一の課題でもあります。すなわち当初ありました、医療費の45%これを……（次の一般質問で言ったほうがいいと呼ぶ者あり）国は給付費、そのうち7割の50%にしたことで、

〔市長「これ決算と関係ないじゃないですかこれ。なんの関係があるんですか」〕

国保加入者の負担、国保税の値上げ、これが促進してきたと……

〔市長「決算と何の関係があるんだ」〕

○議長（杉原豊喜君）

市長静かに、静かに。市長静かに。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

議長ちょっと、市長黙らせなさいよ。

〔市長「全然関係ないじゃないですか決算と」〕

○議長（杉原豊喜君）

ちょっと静かに。市長静かに。

〔市長「はい」〕

○25番（平野邦夫君）〔続〕

討論じゃないですか。

〔市長「関係ないじゃないですか」〕

討論の自由はちゃんと保障されております。

○議長（杉原豊喜君）

静かに、静かに。

○25番（平野邦夫君）〔続〕

あなたの責任って言ってないでしょ。いわば……

〔市長「関係ないこと言うなよ」〕

ここに最大の理由がある。これは、市長も認めましたよね。

〔市長「全然関係ない」〕

さらに、県の独自の自治体の助成、

〔市長「何なんですかこれ」〕

全国的にも進められているわけでありませうけれども、なかなか佐賀県は、県から市町村国保会計の助成が低い。これは、以前にも指摘をしたとおりであります。

〔市長「なんの関係があるんです」〕

こういった基金の活用、被保険者の加入者の負担を軽減する、財政出動。これが求められているわけでありませうけれども、こういった、国保会計の、地方自治体だけでこれを解決していく、これはかなり無理がある。だからこそ、全国議長会でも、国の補助率を元に戻せと、45%にやってほしいという議案が出されてるわけでありませう。こういった本来の国の基準に、元に戻すこと、そして県の助成を増やす。また、一般会計からの繰り入れも当然必要でしょう。そういう意味では、国保会計の健全化にむけて国や県に、特に市の立場を明確にし、発言をしていくことが大事ではないかと、このことを指摘をして、反対の意見といたします。

以上です。

〔市長「全然決算認定と関係ないじゃないですか。ルール守れよ」〕

討論の自由。

〔市長「決算と認定と関係ないじゃないか。ルール守れよ」〕

○議長（杉原豊喜君）

6 番松尾陽輔議員

○6 番（松尾陽輔君）〔登壇〕

平成 24 年度、武雄市国民健康保険特別会計決算認定について、賛成の立場で討論をさせていただきます。今後の課題を含め、国保会計のあり方、広域化を含め、将来の方向性は、大いに今後我々も議論すべきところがございますけれども、本件は武雄市の国保会計の決算認定であります。そういった中で、国保会計の内容自体には、何ら不備はなく、努力なども大いにみられることから、議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げ、賛成の立場での意見とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

他に、討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより、第 63 号議案を採決いたします。本案は、起立により採決を行います。本案に対する特別委員長報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 63 号議案は特別委員長報告のとおり認定することに

決しました。

次に、第 64 号議案 平成 24 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

25 番平野議員

〔市長「一般質問がんばって」〕（発言する者あり）

**○25 番（平野邦夫君）〔登壇〕**

第 64 号議案 平成 24 年度武雄市後期高齢者医療特別会計決算については、反対の立場から討論いたします。この 75 歳以上の高齢者を扶養から外して、いわゆる保険料、年金から天引きする特別徴収制度であります。特別徴収保険料は決算で言いますと、2 億 7,118 万 7,200 円となっています。普通徴収の保険料は、1 億 720 万 975 円であります。これだけでは医療費が足りないということから、国保会計からの後期高齢者支援金 6 億 5,224 万 7,456 円。これが負担金として、計上され運営されてきているわけであります。この制度が始まることから、75 歳以上をひとくりにすること自体、

〔市長「決算と関係なかろうもん」〕

医療費のさらなる抑制につながる。医療差別が生じる心配がありました。一度は、参議院でこれが廃止することが決議をされ……

〔市長「参議院と決算がどう関係あるんですか」〕

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに、静かに。

〔市長「関係ないじゃないか」〕

**○25 番（平野邦夫君）〔続〕**

ちょっと……

**○議長（杉原豊喜君）**

静かに、市長静かに。

**○25 番（平野邦夫君）〔続〕**

市長答弁させなさいよ。

〔市長「関係ないこと言うなよ」〕

あなた、冷静になりなさいよ。

**○議長（杉原豊喜君）**

野次に応酬しないように。静かに、静かに。

〔市長「決算と関係ないじゃないか。時間の無駄だよ」〕

**○25 番（平野邦夫君）〔続〕**

質問しているわけじゃないでしょう。興奮しないで静かに聞きなさいよ。

一度は参議院でこれは廃止を決定されました。これらを進めたのは、自民党公明党政権でありますけれども……

〔市長「関係ないじゃないですか、決算と」〕（発言する者あり）

民主党政権が変わるときに……

〔市長「武雄市の決算認定なんでしょこれ」〕（発言する者あり）

冷静に聞きなさい、冷静に。民主党もマニュアルの中に、これ廃止するということを明記して、政権交代が成り立ったわけですからけれども、結果的にはこの約束を反故にすると、こういった状態の中で、制度が引き続き進められてきてるわけでありましてけれども。この24年決算の資料を見ますと、24年度だけの滞納を見ると、2,234万3,043円。ここにも本当に厳しい生活実態が数字の背景にあるわけですからけれども。滞納繰り越しは9,867万993円に膨れ上がってきております。年金の引き下げも加わり、払えない世帯も延べ1,370人。この制度を廃止する以外にない。この議会でも一貫して要求してきているわけでありまして。せめて、老人保健制度に戻し、国がその責任を担う。このことをもっと、地方自治体から声をあげていくべきではないかと。（発言する者あり）決算がその前提になるわけでありまして。

以上のことを指摘をして、反対の意見といたします。

以上です。

〔市長「武雄市議会、何でもありですよ、無法地帯ですねこれ。決算と何の関係があるんだこれ」〕（「討論の自由」と呼ぶ者あり）

〔市長「ルールを守れよ」〕（発言する者あり）

#### ○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。23番黒岩議員

#### ○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

誰も賛成討論はないということでございましたので。賛成いたしますけれども、ここは、御承知のとおり、武雄市議会なんですね。黒岩家と、うちの隣の松尾家では、会計は違います。松尾家は収入が大きくて、黒岩家は小さい。家内は、女房は、お互い1人ずつですよ、奥さん1人。うちの家内が貧乏だから言いますよね、つまらん、なっとらんと、されんと、会計を。とは言わずに、そこは工夫して、私にも飯を食べさせます。松尾議員さんとも一緒にしょ。だからもっと増えるように、同じ会社であれば、もっと増えるようにちゅうことを上に対して言うかもしれませんけれども、その会計でやらなければパンクするわけですね。

確かに老人保健、先ほどの国民健康保険も一緒なんです。地方はしわ寄せを食ってる。大変なもんだと。払いたくても払えないじゃなくて、私は払っても、払いたくない階層なんですね。なんでこれだけの金を払わなきゃならないか。しかし制度なんですね。後期高齢者医療制度、先ほど反対と言われましたけれども、確か、昔、老人保健制度反対だったんですよ。区別するのには、分けるのには、私、賛成なんですよ。ただ、それに対して国がちゃん

と補てんをしてやる。これが欠けてるんですよ。65歳以上になったら、後期高齢者になったら、金が余計要るんだと。だから政府は、そこに別立て案にして、別立ての組織にして、そこに金をいっぱい、これまで働いたからちゅうことで入れてある。美濃部都知事の無料じゃないですけど、そうすれば、賛成できる場所なんですよ。

悪いのは、私、国だと思うんですよ。そういう中で、我々議会として予算を通した。松尾さんの話さっきしましたけども、樋渡家にですね、執行部に、この予算でやってくれと言ってるんですよ。一生懸命がんばりながら、貯金を崩しながらですね。貯金を入れて5,000万ですか、会計をしている。このことをなぜ否定するのか、私わかりません。だから先ほど冗談みたいに言いました、本気ですよ。

そういう指摘をし、賛成をされると言われるのが、私は決算の本当の姿と思い、賛成討論とするものでございます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第64号議案を採決いたします。本案は、起立により採決を行います。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第64号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

#### 日程第4～日程第12 第60号議案～第71号議案

日程第4. 第60号議案 平成24年度武雄市水道事業会計決算認定についてから、日程第12. 第71号議案 平成24年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定についてまでの9議案を一括議題といたします。

審査終了に基づく特別会計等決算審査特別委員長の審査の経過及び結果について報告を求めます。山口裕子特別会計等決算審査特別委員長

#### ○特別会計等決算審査特別委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。特別会計等決算審査特別委員会の審査報告を申し上げます。平成25年9月武雄市議会定例会において、本特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付されました決算認定議案については、平成25年11月12日から14日までの3日間にわたり、慎重に審査いたしました。

付託されました9つの決算認定議案の、第60号議案 平成24年度武雄市水道事業会計決算認定について、第65号議案 平成24年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定につ

いて、第 66 号議案 平成 24 年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について、第 67 号議案 平成 24 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について、第 68 号議案 平成 24 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について、第 69 号議案 平成 24 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について、第 70 号議案 平成 24 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について、第 71 号議案 平成 24 年度 武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について、以上の 8 つの事件につきましては、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定につきましては、慎重審査の結果、賛成多数で原案どおり認定すべきものと決定いたしました。なお、審査の過程において各委員から執行部に対して意見が出され、集約しましたので御報告いたします。全体的なものとして、事業の推進にあたっては、財政的、長期的な展望に基づいて計画的に行うよう努められたい。

そして、個別には第 60 号議案、水道事業会計については、必要水量に基づき、水資源の効率化を図り、合わせて老朽管については計画的な改修に努められたい。第 61 号議案、工業用水道事業会計については、販路拡大に努められたい。第 65 号議案、農業集落排水事業、第 66 号議案、公共下水道事業、第 67 号議案、戸別浄化水槽事業特別会計については、接続率の向上に努められたい。第 68 号議案、土地区画整理事業特別会計については、計画に基づき、着実な事業の推進に努められたい。第 69 号議案、競輪事業特別会計については、売上げ増、並びに収益確保に努められたい。第 70 号議案、給湯事業特別会計については、販路拡大に努められたい。第 71 号議案、新工業団地整備事業特別会計については、企業誘致の推進についてはさらに努められたい。などの意見が出ました。以上で報告を終わります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

特別委員長に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。討論及び採決については各議案ごとに行います。

最初に、第 60 号議案 平成 24 年度武雄市水道事業会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について討論を求めます。26 番江原議員

**○26 番（江原一雄君）〔登壇〕**

ただいま議題となりました第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算に反対の討論を申し上げます。

収益的収支については、一般会計補助金を含め、収入 6,514 万 1,443 円に対して、支出が 3,768 万 7,991 円となり、収支差し引き 2,745 万 3,452 円の純利益となっています。資本的収支については、収入はなく、支出が企業債償還金 3,902 万 9,081 円で、資本的収入額が資本的支出額に不足する額については、減債積立金で補てんしていると説明文に書かれ、この決算でありました。

私は、今後この工業用水事業会計につきましても、以前議論もされておりましたけれども、一般会計補助金 5,400 万円につきましても、見直すべきだと申し上げ、反対討論にかえるものであります。

**○議長（杉原豊喜君）**

3 番上田議員

**○3 番（上田雄一君）〔登壇〕**

おはようございます。第 61 号議案 平成 24 年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどですね、反対の討論がありましたけれども、私はですね、需要と供給のバランスだと思うわけですよ。今回、工業用水道事業、減債積立金からの補てんということでございますけれども、需要がですね、まだ供給のところまで届いていないというところで、これは決算審査、先ほど委員長から報告ありました、決算審査の意見書を見ていただければわかると思うんですけれども、工業用水道事業については、販路拡大に努められたいというこの意見は全員、全会一致なんですよね。

結局その工業用水を売ろうとがんばっておられる執行部にあらわれてですね、今回も、これ間違ってたらすみませんけれども、新産業集積エリアをつくる時も、恐らく反対をされてたんじゃないかな、という気がしております。

工水を売るためには販路を拡大せんといかんと、販路を拡大するためには、工業団地をつくって相手先をつくると。それも反対して、今度じゃあ、需要が埋まってない部分を減債積立金で補てんすると、それもだめって、じゃあどうすりゃいいんでしょうかね。私も、ちょっとそこを理解できなくて、なかなかそこをできれば言ってほしいというのが、私の感覚があります。



以上をもちまして、私の賛成討論とさせていただきます。議員各位の御賛同よろしく願  
いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求  
めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 61 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること  
に決しました。

次に、第 65 号議案 平成 24 年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定について討論  
を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 65 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定でありま  
す。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 65 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること  
に決しました。

次に、第 66 号議案 平成 24 年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定について討論を  
求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 66 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定でありま  
す。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 66 号議案は特別委員長の報告のとおり認定すること  
に決しました。

次に、第 67 号議案 平成 24 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 67 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 67 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 68 号議案 平成 24 年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 68 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 68 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 69 号議案 平成 24 年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について討論を求めます。討論ございませんか。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 69 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 69 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 70 号議案 平成 24 年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について討論を求めます。

〔賛成〕と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 70 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、第 71 号議案 平成 24 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計決算認定について討論を求めます。

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 71 号議案を採決いたします。本案に対する特別委員長の報告は認定であります。

お諮りいたします。本案は特別委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 71 号議案は特別委員長の報告のとおり認定することに決しました。

### 日程第 13 請願第 1 号

日程第 13. 請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を議題といたします。

さきの 9 月定例会におきまして、継続審査に付されておりました請願第 1 号について、審査終了の報告がありますので、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

松尾陽輔福祉文教常任委員長

#### ○福祉文教常任委員長（松尾陽輔君）〔登壇〕

当委員会において、平成 25 年 9 月定例会に継続審査の申し出をしておりました、請願第 1 号 教育予算の拡充を求める意見書採択に関する請願について審査の内容と結果を御報告させていただきます。

この請願は、少人数学級の推進と義務教育費の国庫負担割合について、毎年提出されているものでございますけれども、請願趣旨に検討を要する内容があったため、継続して審査を行いました。

請願趣旨の中には、OECD 諸国との比較した学級数や現在の社会状況での課題、国庫負担の割合等が記載されております。その中に、教職員の雇用の件と思える表現等があり、このことについて審査を行いました。意見としては、雇用・就業の拡大は、子どものためのこ

とではなく、教職員のことではないかとの意見があり、昨年この件について議論を行ったが、それが反映されていないという意見がございました。また、願意や部分採決のことも出しましたが、提出された請願では少人数学級の人数が30人、意見書案では35人というように、内容にも一部、相違がありましたので、どちらが願意なのか明確ではないという意見が出たところであります。委員会としては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択と決定をいたしました。

なお、教育予算の拡充、少人数学級については、今回の請願全てを否定するものではなく、当委員会で意見書を提出することで一致をいたしました。以上報告を終わります。

#### ○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより請願第1号に対する討論を求めます。25番平野議員

#### ○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ただいま委員長が報告いたしました、請願1号の教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願、不採択になったわけでありませけれども、私はこれを不採択に反対するという立場から討論いたします。

委員長が報告しましたように、請願全体の意思に反対するものではない。また請願者の願意、あるいは趣旨を最大限尊重するというのが、請願権に対する態度だと思っておりますけれども、その審議の中で例えばこれは意見書案、これを採択してほしいという請願書で、この意見書案も添付されているわけでありませけれども、請願者が、今委員長の報告の中にあつた、例えば、請願書の中にある人材育成、創出から雇用、就業の拡大につなげる必要があるという文言や、あるいは請願の中にある30人以下学級という問題と、30人以下学級にするちゅう問題や、意見書案の中にある、今後、全学年における35人以下学級と、いわば全体としては、少人数学級に賛成する。あるいはこれを、進めていくべきだと。そのためには、当然、国の制度も前向きに改善する必要があるわけですけれども、そういった、請願者の願意、趣旨を尊重するっていうんであれば、願意採択だとか、あるいは趣旨採択だとか、あるいは請願項目にある1項目は、少人数学級を推進すること、具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するために30人以下学級にすること、請願項目の中には、30人以下学級ということが明記されておりますし、2つ目の、教育の機会均等と水準の維持向上を図るために、義務教育費、国庫負担制度の国負担割合を2分の1に復元するということが、請願の項目であります。そういった意味では請願全体の願意を尊重するっていうんであれば、あるいはこの請願項目の1、2、趣旨採択や、あるいは項目ごとに採択をしていくという方法もあるわけですけれども、全体に対しては、この請願そのものが不採択という委員長報告であ

りましたので、これに対する、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

3 番上田議員

○3 番（上田雄一君）〔登壇〕

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関して、不採択に対する、賛成討論ということかな、をさせていただきます。

先ほどですね、反対討論者のほうからも、いろいろと説明があったかと思いますが、今回、この請願についてはですね、中身が、願意というのは、まあもちろん、これは皆さんが望んでいることでもありますので、十分に尊重している部分があります。ただし、今回意見書の採択ということの請願になってはおりますけれども、その意見書の中身がですね、30人、35人、結局どっちが願意なのかというところもありまして、今回請願の中身についてもいろいろ矛盾する部分があります。

今現在ですね、武雄市内の小中学校が、およそ半数のクラスが30人を越える学級になっております。さらにその半分、全体のおよそ4分の1程度が35人を越えるクラスとなっております。30人を求めるのも十二分にわかりますし、35人をまず実施してから、実現をしてからという意見も当然出ております。

今回ですね、この請願の意見書不採択につきましては、請願者と、紹介議員であります上野議員、どちらもですね、御了解をいただき、その願意をくんで、意見書を、福祉文教常任委員会で意見書をつくって、提出をしますということで了承いただいているものでございまして、何ら反対する、不採択を反対するものではない、というふうに思っております。

皆さんの御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

23 番黒岩議員

○23 番（黒岩幸生君）〔登壇〕

どっちがどうなのかなと考えたけれども、非常にわかりづらい採択がなされているなと思うんですね。その中に請願者と、それから紹介議員を呼んで、それを了解を受けたということでございますけど、これは間違いでありまして、明らかに議会に出ている以上は、関係なく議会で審議すべきなんです。どうしても話を聞けば、願意は妥当だっつうことであれば採択なんです。これは不採択になる理由が、一つのよりどころが、具体的すぎるとか、あるいはまた紹介議員に話したとか、こういうことが許されれば、今後、紹介議員が、なり手がないうって議会の自殺行為にもつながりかねないと思うんですね。中身はよくわかりません。そういうことから、委員長が、その不採択にした理由には、賛成できかねると、ということで態度を表明したいと思います。

**○議長（杉原豊喜君）**

他に討論ございませんか。

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。本件は、起立により採決を行います。福祉文教常任委員長の報告は不採択であります。よって、請願書原案について採決になります。

請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書の採択に関する請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

**日程第14 第73号議案**

日程第14. 第73号議案 社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律の施行等に伴う武雄市条例の整備に関する条例を議題といたします。

第73号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。7番宮本議員

**○7番（宮本栄八君）〔登壇〕**

この条例は、基本的に消費税に対するですね、価格の対応ってということだと思いますけども。それに、その際ってということですかね、瓶のほうがこの20ページですけども、第10条で瓶の30リットルがあまり重すぎて効率が悪いっっちゃうことで、今度15リットルをですね、10円にしてあるということなんですけども、私が思うにですね、袋を半分にしたからって製造コストが半分にならないと思うんですよね。だから6円ぐらいは、もう袋代の製造コストと。そしてまた消費税に販売コスト、流通コストもあるんですかね。するともう、1円何十銭しか結局入ってこんようになって。瓶ってというのが一番手間がかかるって、色分けをせんといかん、汚れているのはちょっと、もう本当に汚れてるのは、ゴミに持っていかれるでしょうけども。少々ふたの外れてないのを外したり、ちょっと洗ったりっっちゃうこともあってですね、物すごい瓶はコストがかかると思うんですよね。だから単純にこう下げて、1円そこらの、その何ですかね、費用が役立つっていうのは、ちょっとあまり、こう、かえって前よりも、何ですかね、そういう経費に回す、経費じゃないですね、作業に回す費用が減ってしまうような感じするんですけども、その辺ちょっとお聞きします。

**○議長（杉原豊喜君）**

森まちづくり部長

**○森まちづくり部長〔登壇〕**

今回、30リットルの瓶の袋を、あまり重すぎるというふうなことで、お年寄りあたりからの要望が特に強かったということで、その半分の15リットルの袋をつくって、それを1枚

10円として今回、お願いしているところでありまして。コスト面を言われるともっと高くせんといかん、というふうなことになるかと思えますけども、今回10円をお願いをしてるところであります。

○議長（杉原豊喜君）

23番黒岩議員

○23番（黒岩幸生君）〔登壇〕

今、袋の大きさ半分ですかね。今部長さんのほうからは重さが出ましたけれども、そこは厳密にですね、重さのほうをちゃんとと言わなきゃいけないと思うんですね。なぜ瓶が小さくなったか、それを言うことによってですね、排出する人、出す人も考えると思うんですね。

大きい袋に例えばオロナミンCですか、あれをいっぱい入れて上をくくらずにですね、ガムテープで留めた場合、何キロになるのか、袋が破れるんですよ。持って行かれんそうです。持って行ったことある人は、持って行かれんちゅう話ですね。持って行かれんから、こうどうして持ってるか知りませんが、出すときどうにか出されてるんですね。一つ間違えば、現場に運んでから入れてふたをします。それと、次に、行くとき、持って行けないんですよ。そういうことをちゃんとと言いながら、やっぱり啓蒙しながらですね、袋をしていかなければ、議員であっても経費削減みたいに見えるんですね。袋代をね。そうやないんだと。重さで苦勞するし、あの現場で働いてる人たちは大変だということで下げましたちゅうこと、小さくしましたとちゃんと言わなきゃだと思えますけど、そこはどうでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

森まちづくり部長

○森まちづくり部長〔登壇〕

黒岩議員からの御指摘のとおり、自宅から集積所まで持って行くのにも重たいし、あるいはそういった処理をするときにも重たくなって、先ほどありましたように破れたり、あるいは途中で割れたりというふうなこともありますので、そういったことで今回小さくして、運びやすいようにした、というふうなことです。（「啓蒙、啓蒙」と呼ぶ者あり）啓蒙につきましては、今後広報等を通じながらしっかりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（杉原豊喜君）

他に質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

#### 日程第15 第74号議案

日程第15 第74号議案 武雄市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
第74号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 16 第 75 号議案

日程第 16 第 75 号議案 武雄市屋外広告物手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 75 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。7 番宮本議員

宮本議員もう少し手をね、しっかり挙げて下さい。

#### ○7 番（宮本栄八君）〔登壇〕

はい、すみません。

75 号議案の、屋外広告物手数料条例ですけども、まずこれは、県からですね、法律、権限が移管されて、独自にとるということで、これができたころも、担当者と結構、議論をしてたんですよ。結構してたんですよ。それで結局、小さい張り紙がですね 0.5 平方メートル未満というのがあって、小っちゃいやつをとれますかというようなことをずっと言ってたんですよ。そんなのずっと調べて、費用がかかってですね、本当に平等に張ってるやつ、張り紙をですよ、ポスターとかなんとかも、全部とれますかと。それで最後の、こう、いろいろになら、それならもう、ぴしゃっととってくださいと。そしたらいいですよというような感じで、こう話を、わかれとったわけですよ。それで今回、ちょっとまた、こういうふうに料金がちょっと下がるわけなんですけども、一番はですね、広告と表示ですね。例えば、〇〇会社っていう、ちょっと表札をたてておくと。それは自分の会社を示すための表示、というふうにとらえているけど、それは広告なのかと。そんなことに、まずそれが 1 点ですね。

そして、そのポスターとか表示されてる、期日っていうですかね、固定資産税なら、1 月 1 日現在とか、そしたらポスターはその期間というですかね、1 日つけとるやつと、1 年つけてるやつと、どうなっているのかなという疑問ですね。そして本当に、その今ポスターをつけている人全部に請求して、全部が払っているのかなと、見つけたところからというか、申告したところからだけいただくような格好になっているんじゃないかなということですね。

そいと、ひとつは、5 円ですかね、一番小さいやつ。5 円を請求するのにですよ、郵送とか葉書でも 50 円ぐらいするわけなんですよね。だからそれをどういうふうにして、銀行振り込みでも、5 円を振り込むっていうのは難しいし、その辺についてはどうなってるかお聞きします。

#### ○議長（杉原豊喜君）

森まちづくり部長



**○森まちづくり部長〔登壇〕**

今回の、条例につきましては、屋外広告物の手数料条例の一部を改正する条例ということで、県の条例の改正に伴いまして、うちのほうも改正するものでありまして、そういった細部にわたっては、ちょっと私も今回、細部にわたっての改正はしておりませんので、とにかく安くなるというふうなことで、今回予定をしとるところでありまして、手数料、市長が指定するものは、また設置するときは――すみません。今までは、すべてということでありましたけども、手数料を徴収することが不相当と認められる場合は、市長が指定するものということで、減免の条項も加えてるところであります。

**○議長（杉原豊喜君）**

他に質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

**日程第 17 第 76 号議案**

日程第 17. 第 76 号議案 武雄市子どもの医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 76 号議案に対する質疑を開始いたします。12 番吉川議員

**○12 番（吉川里己君）〔登壇〕**

この医療費の助成については、本当にありがたいことだというふうに思っております。

この中でですね、今回償還払いというふうなことになっております。現物給付が役所としてもですね、それからまた利用される皆さんからしても、現物給付のほうが一番いいかというふうに思うんですけども、ただそこは財源が伴う部分がございますので、この現物給付と償還払いをしたときに、どれくらい差額が出るのかですね、市の持ち出しがどれくらい多くなるのか、現物給付にした場合ですね。もしわかれば教えてください。わからんぎよかですよ。

**○議長（杉原豊喜君）**

蒲原こども部長

**○蒲原こども部長〔登壇〕**

今までの、就学前の乳幼児の実績からいきますと、2割程度違ってきてたというふうに記憶しております。全体の額につきましては、今ちょっと持ち合わせがございません。

**○議長（杉原豊喜君）**

他に質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

**日程第 18 第 77 号議案**

日程第 18. 第 77 号議案 武雄市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 77 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 19 第 78 号議案

日程第 19. 第 78 号議案 武雄市自転車競走実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

第 78 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 20 第 79 号議案

日程第 20. 第 79 号議案 山内中学校管理・教室棟改築工事請負契約の締結についてを議題といたします。

第 79 号議案に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会へ付託をいたします。

#### 日程第 21 第 80 号議案

日程第 21. 第 80 号議案 市道路線の変更についてを議題といたします。

第 80 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 22 第 81 号議案

日程第 22. 第 81 号議案 平成 25 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）を議題といたします。

第 81 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。なお、付託区分については、お手元に配付の区分表のとおりでございます。

#### 日程第 23 第 82 号議案

日程第 23. 第 82 号議案 平成 25 年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

第 82 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 24 第 83 号議案

日程第 24. 第 83 号議案 平成 25 年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 83 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 25 第 84 号議案

日程第 25. 第 84 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 84 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 26 第 85 号議案

日程第 26. 第 85 号議案 平成 25 年度武雄市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 85 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 27 第 86 号議案

日程第 27. 第 86 号議案 平成 25 年度武雄市競輪事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 86 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 28 第 87 号議案

日程第 28. 第 87 号議案 平成 25 年度武雄市新工業団地整備事業特別会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 87 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 29 第 88 号議案

日程第 29. 第 88 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計補正予算（第 1 回）を議題といたします。

第 88 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第 30 第 89 号議案

日程第 30. 第 89 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。筒井上下水道部長

#### ○筒井上下水道部長〔登壇〕

おはようございます。第 89 号議案 平成 25 年度武雄市戸別浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 回）について補足説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、戸別浄化槽の設置申請の増加に伴いまして、工事請負費の増

額をお願いするものでございます。予算書2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出それぞれ1,996万6,000円を増額し、歳入歳出それぞれ2億5,910万5,000円と定めるものでございます。

次に予算書4ページの第2表、地方債の補正でございますが、事業費の増額に伴い、地方債の限度額を増額するものでございます。それでは内容につきまして、予算説明書、(4)ページ、歳出から御説明いたします。1款1項3目事業費の15節工事請負費は、さきに申しました戸別浄化槽設置申請が例年を上回る状況であるため、工事請負費2,000万円の増額をお願いしております。3款1項1目予備費は、事業費の調整のために減額をいたしております。続いて予算説明書、(3)ページの歳入でございますが、2款1項1目分担金は浄化槽設置基準の増による増額補正をいたしております、3款1項1目浄化槽整備事業国庫補助金、7款1項1目戸別浄化槽整備事業者への増額をお願いをいたしてるところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（杉原豊喜君）

第89号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。7番宮本議員

○7番（宮本栄八君）〔登壇〕

消費税も近いちゅうことで、まあ増えてるのかと思いますけども、それはそれで、まあうれしい悲鳴ちゅうことでいいと思うんですけども。ちょっと2,000万がですよ、何か、浄化槽のほうは、その企業も50人槽ですかね、こう大きいのもつけていいと。ただ、結構その件数を自分で考えてるよりも大口が入ってくると、お金が結構取られると。そしたら、ちょっと消費税前につけたいっていう人が足らなくなるのかなと思うんですけども、この辺の見込みはどういうふうにしてあるんですかね。

○議長（杉原豊喜君）

筒井上下水道部長

○筒井上下水道部長〔登壇〕

今、議員御質問のとおり、今回補正をお願いしておりますのは、大型の分が、予算、12月補正のですね、予算編成後に生じまして、出てきたのをお願いをいたしておるところでございます。

今回2,000万につきましては、平均的な7人槽で計算を、7人槽20基ということでお願いをいたしてるところでございます。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第31 報告第15号

日程第 31. 報告第 15 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 15 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 15 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

#### 日程第 32 報告第 16 号

日程第 32. 報告第 16 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 16 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 16 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

#### 日程第 33 報告第 17 号

日程第 33. 報告第 17 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 17 号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 17 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

#### 日程第 34 報告第 18 号

日程第 34. 報告第 18 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告第 18 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

報告第 18 号は法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散 会 11 時 17 分